



川崎市剣道連盟 規約

川崎市剣道連盟

川崎市剣道連盟 規約

令和5年3月3日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、川崎市剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を川崎市内の会長の定める場所に置く。

(組 織)

第3条 本連盟は、川崎市内において、剣道「(居合道・杖道を含む)以下「剣道」という。」を志す個人及び団体をもって組織する。

(目 的)

第4条 本連盟は、剣道の振興を期すると共に会員相互の連携及び親睦を図り、また会員の生涯剣道を支援することを目的とする。

(各区剣道連盟)

第5条 各区に剣道連盟を置き、次の業務を行う。

- (1) 川崎市剣道連盟の年度登録料及び参加料の徴収。
- (2) 剣道2級以下及び格付け審査会。
- (3) 各区剣道連盟の各種行事。
- (4) 各種大会・審査会・講習会等における事務手続き。

第2章 事 業

(事 業)

第6条 本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会・合同稽古の開催及び後援に関する事。
- (2) 段級審査会に関する事。
- (3) 指導及び調査研究に関する事。
- (4) 講習会の開催に関する事。
- (5) 講師・審判員及び審査員の派遣及び依頼に関する事。
- (6) 本連盟行事における施設、用具等の準備に関する事。
- (7) 功労者の表彰及び上申に関する事。
- (8) 各種大会等の選手派遣に関する事。
- (9) その他目的達成のため必要な事項に関する事。

第3章 会員・入会・退会

(会 員)

第7条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
別表に定める年度登録料を納めた者。正会員は、神奈川県剣道連盟及び本連盟が主催または主管する大会・審査会・講習会・合同稽古会等に参加することができる。
 - (2) 準会員
別表に定める年度登録料を納めた者。準会員は、本連盟が主催または主管する大会・講習会・合同稽古会等に参加することができる。
 - (3) 名誉会員
本連盟において推薦を受け、会長が承認した者。
 - (4) 協賛会員
本連盟に対し篤志をもって連盟事業に協力・後援する個人または団体で、幹部会の承認を得た者。
- 2 住所の移動や勤務先の変更等やむを得ない事情で退会する会員は、事前に各区事務局に申し出て、手続きをとらなければならない。

(除 名)

第8条 本規約に違反し、本連盟や各団体に対して名誉を著しく毀損する行為をした者は、幹部会及び常任理事会の決定により除名することができる。

第4章 役員・幹部

(役 員)

第9条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 20 名以内
- (6) 理 事 21 名以内
- (7) 監 事 2 名

(役員を選任)

第10条 会長・副会長・理事長は、常任理事会において選出し、役員総会において決定する。

- 2 副理事長・監事は、常任理事・理事の中から会長が指名し、任命する。
- 3 常任理事は、次の者をもって充てる。
 - (1) 会長が推薦し幹部会が承認した者。
 - (2) 学校関連の剣道関係者から会長が1名を指名し任命する。

- 4 理事は、各区剣道連盟から3名以内の推薦とし幹部会にて承認された者。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を審議し、かつその実施にあたる。
- (6) 理事は、本連盟主催の審査会・大会・その他の運営にあたる。
- (7) 監事は、本連盟の事業・会計・会計監査にあたる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、その仕事が終わった時においても、後任者が就任するまでの間は引き続きその職務を行うものとする。
- 3 仕事が終わる前に役員の仕事があったときは、後任者の仕事は前任者の残任期間とする。

(名誉会員等)

第13条 本連盟に名誉会長・顧問・参加・相談役をおくことができる。

- 2 名誉会長・顧問・参加・相談役は総会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長・顧問・参加・相談役は、この連盟の運営に関し必要に応じて会長の諮問に応じ、第14条の会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会 議)

第14条 本連盟の会議は、役員総会・常任理事会・幹部会とし、会長が招集する。

- 2 役員総会は、第9条に規定する役員で構成する。
- 3 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。
- 4 幹部会は、会長・副会長・理事長・副理事長をもって構成する。
- 5 前2・3・4項については事務局員が書記の仕事にあたり、会議において出席者の求めに対し必要に応じて説明することができる。

(議 事)

第15条 会議の議長は会長があたる。

- 2 前14条1項の会議は、役員のおよ半数の出席をもって成立する。(委任状を含む)
- 3 会議の議事は、出席者のおよ半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員総会)

第 16 条 役員総会は、この連盟の最高議決機関であって、毎年 1 回開催する。但し会長が特に必要と認めるとき、または理事の二分の一以上の者から会議に付すべき事項を示して臨時役員総会招集の請求がされたときは、臨時役員総会を開くことができる。

(役員総会の議決事項)

第 17 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 年間事業計画に関する事。
- (3) 年度登録料及び参加料等に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他会長が重要と認める事項に関する事。

(常任理事会の決議事項)

第 18 条 常任理事会は、この連盟の執行機関であって、次の事項を掌理する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事。
- (2) 総会において議決された事項、その他の会務に関する事。
- (3) 連盟規約の施行に関する細則等を設け、または改廃する事。
- (4) その他緊急を要すると会長が認めるときは、会長に代わってその事項を執行することができる。

(幹部会の決議事項)

第 19 条 幹部会は第 8 条、第 10 条 3 (1)・4 項の承認の他、必要に応じ会務を実施し、案件について審議する。これらの案件については、必要に応じて常任理事会で報告する。

第 6 章 事務局・専門部

(事務局)

第 20 条 本連盟の事務処理をするため事務局を設け、事務局長及び事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長及び事務局員は、幹部会で諮り会長がこれを任命する。
- 3 事務局は、次の会務をつかさどる。
 - (1) 庶務・財務・渉外に関する事。
 - (2) 会員の登録・連盟の記録・広報に関する事。
 - (3) 各専門部の事務処理に関する事。
 - (4) その他

(専門部)

第21条 本連盟に次の専門部を設置する。

2 それぞれの部に部長・副部長・部員を若干名おく。

- (1) 企画部 …………… (企画・調査統計に関すること)
- (2) 指導部 …………… (研修・講習・選手派遣・審判依頼に関すること)
- (3) 審査部 …………… (審査会に関すること)
- (4) 大会部 …………… (各種大会に関すること)
- (5) 居合道部 …………… (居合道に関すること)
- (6) 杖道部 …………… (杖道に関すること)

3 各部内人事は、常任理事及び理事の中から幹部会において選出・決定し、会長がこれを指名し任命する。

第7章 会 計

(経 費)

第22条 本連盟の運営費は、会員の年度登録料・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年度登録料)

第23条 本連盟の年度登録料は、別表に定める。

- 2 会員になろうとする者は、年度ごとに第1項に定める年度登録料を本連盟に納入しなければならない。
- 3 既納の年度登録料は過納を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(会計年度)

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第25条 決算は、会計年度終了後、会計監査を経て年度内役員総会の承認を得なければならない。(会計中間報告を含む)

第8章 雑 則

(委 任)

第26条 この規約に定めるものの他、必要な事項は常任理事会に諮り、会長が定める。

附 則 この規約は昭和58年4月1日から施行する。
従前の規約は、この改正規約の実施と同時に廃止する。

附 則 この規約は昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規約は昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成3年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成24年5月1日から施行する。

附 則 この規約は令和元年5月25日から施行する。

附 則 この規約は令和2年5月24日から施行する。

附 則 この規約は令和3年3月6日から施行する。

附 則 この規約は令和5年3月3日から施行する。